

予 算 要 求 資 料

令和8年度当初予算

支出科目 款：教育費 項：教育総務費 目：教育指導費

事業名 自殺未然防止・不登校等児童生徒支援事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

教育委員会 学校安全課 生徒指導係 電話番号：058-272-1111(内8640)

E-mail : c17770@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,554千円 (前年度予算額： 1,554千円)

<財源内訳>

区分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使 用 料 手数料	財 産 収 入	寄 附 金	そ の 他	県 債	一 般 源
前年度	1,554	517	0	0	0	0	0	0	1,037
要求額	1,554	517	0	0	0	0	0	0	1,037
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

・生徒の自殺予防のため、自殺対策基本法第17条第3項に定める「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育」(以下「SOSの出し方に関する教育」という。)を実施するなどにより、生徒が心の危機に気づき、身近な信頼できる大人に相談できる力を培うとともに、児童生徒からの悩みや相談を広く受け止めることができるように体制を整備する。

・コロナ禍の影響もあり、いじめの認知件数、暴力行為の発生件数が減少する一方で、小中学校における不登校の児童生徒数が増加しており、不登校児童生徒への支援は喫緊の課題である。さらに不登校の児童生徒数のうち誰にも相談していない児童生徒の割合が増加した背景に、コロナ禍で友人や教員との交流が減って悩みを相談しにくくなつたこともあると考えられ、「SOSの出し方・受けとめ方に関する教育」が必要である。

(2) 事業内容

・中学校、義務教育学校、高等学校においてSOSの出し方に関する教育を少なくとも年1回は実施する際に、心理の専門家であるスクールカウンセラーが生徒向けの講話を実施する。

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・いじめ等問題行動や不登校等への対応と教育相談体制の充実は県の役割であるため、県負担が妥当
- ・県2/3、国1/3（「教育支援体制整備事業費補助金（いじめ対策・不登校支援等総合推進事業）」）

(4) 類似事業の有無

- ・無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報酬	1,288	スクールカウンセラー 報酬
共済費	7	労災保険料
旅費	259	スクールカウンセラー費用弁償
合計	1,554	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- 第4次岐阜県教育振興基本計画
施策I 「豊かな人間性」の育成
3 いじめの未然防止と不登校の早期対応の徹底
7 家庭や地域と学校とが連携した子どもたちの育成

(2) 国・他県の状況

- ・文部科学省「いじめ対策・不登校支援等総合推進事業（補助率1/3）」

事 業 評 価 調 書 (県単独補助金除く)

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

児童生徒自身が心の危機に気づき、身近な信頼できる大人に相談できる力を培うとともに、児童生徒の悩みや相談を広く受け止める体制を整備する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (R)	R6年度 実績	R7年度 目標	R8年度 目標	終期目標 (R)	達成率

○指標を設定することができない場合の理由

自殺・不登校等の背景や要因は複雑化、多様化している。児童生徒自身が心の危機に気づき、身近な信頼できる大人に相談できる力を培うとともに、自殺を未然に防止し、不登校等の児童生徒を支援することを目標としていることから、目標達成率の指標化に適さないため。

(これまでの取組内容と成果)

令和 4 年 度	自殺対策基本法第17条第3項に定める「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育」を実施するなどにより、児童生徒が心の危機に気づき、身近な信頼できる大人に相談できる力を培うとともに、児童生徒からの悩みや相談を広く受け止めることができるように体制を整備した。
	指標① 目標 : _____ 実績 : _____ 達成率 : _____ %
令和 5 年 度	自殺対策基本法第17条第3項に定める「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育」を実施するなどにより、児童生徒が心の危機に気づき、身近な信頼できる大人に相談できる力を培うとともに、児童生徒からの悩みや相談を広く受け止めることができるように体制を整備した。
	指標① 目標 : _____ 実績 : _____ 達成率 : _____ %
令和 6 年 度	自殺対策基本法第17条第3項に定める「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育」を実施するなどにより、児童生徒が心の危機に気づき、身近な信頼できる大人に相談できる力を培うとともに、児童生徒からの悩みや相談を広く受け止めることができるように体制を整備した。
	指標① 目標 : _____ 実績 : _____ 達成率 : _____ %

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)

3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない

(評価) 3	誰にも相談できないまま、自ら命を絶とうとする事案を起こさせてはならない。自殺対策基本法第17条第3項に定めにより、児童生徒が心の危機に気づき、身近な信頼できる大人に相談できる力を培うとともに、児童生徒からの悩みや相談を広く受け止める体制の整備が必要である。
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)	
3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない	
(評価) 3	児童生徒が心の危機に気づき、身近な信頼できる大人に相談できる力を培うとともに、児童生徒からの悩みや相談を広く受け止めることができるように体制を整備することで、悩みを抱える児童生徒の支援に成果を上げている。
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)	
2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている	
(評価) 2	外部人材の専門性を生かした適切な事業の実施により、効率化を図っている。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

児童生徒が抱える課題は多様化・複雑化しており、専門家による支援のニーズは増加している。児童生徒の悩みや相談を広く受け止める外部人材の配置拡充が必要である。また、質の高い支援を確保するため、児童生徒のSOSを受け止める側である外部人材や教員の資質向上を図る研修の充実化が必要である。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

児童生徒の悩みや相談を広く受け止め、自殺を未然に防止し、不登校等の支援をするため、外部人材の配置を拡充するとともに、質の高い支援を確保するため、児童生徒のSOSを受け止める側である外部人材や教員の資質向上を図る研修の充実化を図る。また、外部専門家（スクールカウンセラー）による講演内容を、校種や各学校の生徒層の特徴、地域制を加味した内容となるように、外部専門家と学校の情報共有を密にする体制を整備する。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課	
組み合わせて実施する理由 や期待する効果 など	